

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、渡島総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年12月1日  
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

74.97パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：120,583.6キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：160,850.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

（考え方）

当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、石狩振興局及び後志総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月20日  
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

70.43パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：6,761.2キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：9,600.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

（考え方）

当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、渡島総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月12日  
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

78.79パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：85,767.1キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：108,850.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

11月

- （考え方）
- ・4月1日から11月11日までの当該採捕の数量：85,767.1キログラム
- ・過去5カ年の11月における最大採捕数量：38,674.7キログラム

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、十勝総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月12日  
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

81.78パーセント（A/B）

- 〔  
・当該採捕の数量： 736.0キログラム（A）  
・当該採捕の割当量： 900.0キログラム（B）  
〕

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

〔（考え方）  
当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、日高振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年11月2日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

74.18パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：2,225.3キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：3,000.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

（考え方）

当該振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、留萌振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年10月30日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

75.82パーセント（A/B）

- 〔  
・当該採捕の数量： 4,701.1キログラム（A）  
・当該採捕の割当量： 6,200.0キログラム（B）  
〕

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

・未定

- 〔（考え方）  
当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。  
〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、渡島総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年10月29日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

71.10パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：106,434.7キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：149,700.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

- ・第6管理期間中には達しない

（考え方）

- ・4月1日から10月28日までの当該採捕の数量：106,434.7キログラム
- ・過去5カ年のうち10月から翌年3月までの最大採捕の数量：  
23,928.8キログラム

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業による採捕のうち、根室振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年10月1日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

71.17パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：1,067.6キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,500.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

（考え方）

当該振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。



海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、胆振総合振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年9月15日  
北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

77.71パーセント（A/B）

- 〔  
・当該採捕の数量： 544.0キログラム（A）  
・当該採捕の割当量： 700.0キログラム（B）  
〕

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期  
未定

〔（考え方）

当該総合振興局管内においては、近年、くろまぐろ大型魚の採捕は割当量に至らないが、水温の上昇に伴って、当該沖合海域へのくろまぐろ大型魚の来遊が見込まれる。

〕

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づくくろまぐろ  
大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本道の定置網漁業を除く採捕のうち、日高振興局管内沖合海域における、くろまぐろ30キログラム以上の大型魚の第6管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年8月7日

北海道知事

1 当該採捕の数量の当該採捕の割当量に対する割合

94.86パーセント（A/B）

- ・当該採捕の数量：1,043.5キログラム（A）
- ・当該採捕の割当量：1,100.0キログラム（B）

2 当該採捕の割当量に係る採捕を行う者により通常の採捕が行われるとした場合に当該採捕の割当量の対象となる採捕の数量が当該採捕の割当量を超えると見込まれる時期

令和2年8月

（考え方）

- ・4月1日から8月7日までの当該採捕の数量：1,043.5キログラム
- ・2017～2019年の8月における平均採捕量：81.5キログラム